

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
文書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

ページ

告 示

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………（循環型社会推進課）	67
○令和5年度鳥獣保護区の指定……………（野生動物対策課）	67
○令和5年度鳥獣保護区の更新……………（野生動物対策課）	67
○令和5年度鳥獣保護区特別保護地区の指定……………（野生動物対策課）	73
○令和5年度特定猟具使用禁止区域の指定……………（野生動物対策課）	76
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	77
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	77
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	77
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	77
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	78
○準都市計画区域の変更……………（都市計画課）	78

公 表

○北海道人事行政の運営等の状況の公表……………（人事課）	78
------------------------------	----

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	79
----------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	80
----------------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	81
○特定調達契約に係る入札の公告……………	82

告 示

北海道告示第459号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和5年9月29日

北海道知事 鈴木直道

- 1 形質変更時要届出区域 山越郡長万部町字静狩241番4の一部、241番5の一部及び561番の一部（次の図のとおり）
- 2 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課に備えて縦覧に供する。）

北海道告示第460号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次の鳥獣保護区を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管するオホーツク総合振興局保健環境部環境生活課に備えて縦覧に供する。

令和5年9月29日

北海道知事 鈴木直道

- 1 名 称 涛釣沼鳥獣保護区
- 2 区 域 次のとおり
- 3 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）
- 4 保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分
集団渡来地の保護区
 - (2) 鳥獣保護区の指定目的
当該地域は、J R北海道止別駅から東方約4kmに位置し、ガンカモ類をはじめとする渡り鳥の中継地として重要な湖沼であり、とりわけヒシクイ及びマガンの渡来地として重要であるほか、タンチョウ及びオジロワシの繁殖が確認されている。これら生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を鳥獣保護区に指定する。
 - (3) 管理方針
次のとおり
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管するオホーツク総合振興局保健環境部環境生活課に備えて縦覧に供する。）

北海道告示第461号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次の鳥獣保護区を更新した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所

管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年9月29日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 名称 恵岱別鳥獣保護区

(2) 区域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、恵岱別川に注ぐ多くの細流のある変化に富んだ地形であるなど、森林性鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている(昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管)。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

2(1) 名称 アポイ岳鳥獣保護区

(2) 区域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

アポイ岳鳥獣保護区は、様似郡様似町に所在するアポイ岳(標高810m)からピンネシリ(標高958m)に至る南北に細長い山稜地帯である。

ナナカマド、ハイマツ、ダケカンバなどの樹木が生育するとともに、カンラン岩を主とする土壌により、中央部にはヒダカソウ、エゾコウゾリナ、アポイカンバなどの高山植物が残されている。各所に岩礫地帯が見られるなど、鳥獣の生息に良好な環境となっており、ヒメチャマダラセセリ、エゾナキウサギなどの多様な昆虫、動物が生息している。

また、当該地域は、自然観察の場として親しまれており、観光の拠点にもなっている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふ

れあいや教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

3(1) 名称 豊似湖鳥獣保護区

(2) 区域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

豊似湖鳥獣保護区は、えりも町市街地の北東約13kmに位置する豊似湖及び標高934mの観音岳の北東斜面を中心とした地域で、全域が日高山脈襟裳国定公園の第二種特別地域に指定されている。主な植生はトドマツ、エゾマツ等の針葉樹とミズナラ、カツラ、シナノキなどの広葉樹からなる針広混交林であり、エゾナキウサギやエゾリス、エゾライチョウやオジロワシなど多様な鳥獣が生息することから、鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

4(1) 名称 大島鳥獣保護区

(2) 区域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

大島は、火山活動の影響を受けた植生遷移や高山植物の分布など特異な植生が見られ、また、渡り鳥の中継地として多数の種類が記録されているほか、とりわけオオミズナギドリ の最北限の繁殖地として貴重な存在である。さらに、これらの自然環境が、人為的影響がきわめて少ない状態で保全されていることが注目されている。

そのため、昭和58年10月に集団繁殖地の保護区として道指定鳥獣保護区に指定し、その保全を図ってきたところであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

5(1) 名 称 ピリカダム鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和15年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、瀬棚郡金町の市街地の北北東約17kmに位置する美利河ダム及びその周囲からなる区域であり、ダム周辺の林相は、トドマツ等の人工林とミズナラ、イタヤ、シラカバ、ヤナギ等の天然林が混在している。ダムには、後志利別川、ピリカベツ川等が注ぎ込んでおり、渡り鳥の重要な中継地となっていることから、集団渡来地の保護区として平成5年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

6(1) 名 称 占冠鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

占冠鳥獣保護区は占冠村市街地から南西約5kmに位置し、東にロッククライミングの聖地とも知られる赤岩青巖峽が隣接している。エゾマツ、トドマツを主体とし、ミズナラ、シナノキ、カバ類の針広混交林で、南側の標高908mを頂上とする北斜面に樹相豊かな天然林が良好な森林環境を形成している。クマタカやエゾライチョウ等の森林性鳥類のほか、北側に当保護区を沿って清流と名高い鶴川が流れていることから、河川を利用する鳥類の生息も確認できる。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥類の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

7(1) 名 称 幾寅鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

幾寅鳥獣保護区はJ R北海道幾寅駅から南東へ約2kmに位置する、トドマツ、エゾマツ、ヤチダモ、カツラ等からなる針広混交林で、標高816mの山塊の北斜面と東斜面の部分であり、優れた林相を持ちエゾライチョウやクマゲラを始め多様な鳥類が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

8(1) 名 称 朝日鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

士別市朝日町の市街地から東に約9kmの位置にあるトドマツ、エゾマツ、ミズナラ、シナノキ等からなる針広混交林で全域が国有林となっている。天塩川をせき止め形成された人造湖「岩尾内湖」と隣接する。そのため、エゾライチョウやクマゲラの森林性鳥類を始め、水鳥や大型の希少猛禽類も確認されるなど多様な鳥類が生息している。

森林性鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

9(1) 名 称 藤山鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

- (3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- イ 鳥獣保護区の指定目的
トドマツ、ミズナラ、シラカンバ、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、優れた林相を持ち、森林性鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。
- 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 10(1) 名 称 達布鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- イ 鳥獣保護区の指定目的
トドマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、溪流も多く、森林性鳥獣の生息環境として良好なため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。
- 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 11(1) 名 称 羽幌鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
- イ 鳥獣保護区の指定目的
トドマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、溪流も多く、森林性鳥獣の生息環境として良好なため、当初林野庁により鳥獣保護区

に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 12(1) 名 称 枝幸鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和5年10月1日から令和15年9月30日まで（10年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- イ 鳥獣保護区の指定目的
当該地域は枝幸町市街地の中心から南方約12kmに位置しており、標高150mから約550mに及ぶ丘陵地である。
- 当該地域の植生はミズナラ、カンバ類、シナノキなどを中心とした広葉樹であり、これにトドマツ、エゾマツの針葉樹が混在している天然性の針広混合林である。森林の環境は良好であり、アカゲラやエゾライチョウなどの森林性鳥獣の生息環境として良好なため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定された（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。
- 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 13(1) 名 称 武利鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- イ 鳥獣保護区の指定目的
トドマツを主体とし、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等の針広混交林からなる、標高800～1,200mの森林地帯であり、武利川本流が流れるなど鳥獣の優れた生息地であることから、野生鳥獣の保護を図るため、昭和58年に鳥獣保護区に指定されており、引き続き、鳥獣保護区の指定を更新する。
- ウ 管理方針

次のとおり 14(1) 名 称 瀬戸瀬鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 当該区域はミズナラ、カンバ類、シナノキ等の広葉樹を中心とした天然林であり、標高約150～500mの南及び南西向きの山腹である。 区域の南には湧別川本流が流れるなど鳥獣の優れた生息地である。 そのため、野生鳥獣の保護を図るため、昭和58年に道指定鳥獣保護区に指定されている。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 15(1) 名 称 呼人鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、トドマツ、ミズナラ、シナノキ、ヤチダモ等の針広混交林であり、大部分が網走国定公園特別地域に含まれるなど森林環境は良好で、鳥獣等の優れた生息地となっている。 このため、昭和58年以来鳥獣保護区に指定されており、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 16(1) 名 称 興部鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針	ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、標高約400～850mの山稜地であり、植生はトドマツを主体とし、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等の針広混交林で、鳥獣の優れた生息地であることから、野生鳥獣の保護を図るため、昭和58年に鳥獣保護区に指定されている。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 17(1) 名 称 ピヤシリ鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、紋別郡雄武町の市街地から南西約30kmに位置した森林で、標高986mのピヤシリ岳を最高に、標高800m前後の山稜地である。 また、松山ピヤシリ道自然環境保全地域に含まれるなど、鳥獣の生息環境として好適である。 よって、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 18(1) 名 称 歴舟川鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 当該地域は、広尾郡大樹町を貫流する歴舟川の上流部に位置している森林で、全域が国有林であり、急峻な山地で、中央部を歴舟川が東西に貫流し、沢が多く、複雑な地形を形成している。
---	---

針葉樹を主体とした針広混交樹林であり、林相の変化に富み、良好な林相を反映し、森林性の鳥獣が多数生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

19(1) 名 称 雌阿寒鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は足寄郡足寄町足寄に所在し、雌阿寒岳の山頂付近から西山麓にかけての標高約700mから1,400mの斜面に位置する区域で、オンネトーを含む。全域が阿寒摩周国立公園の特別保護地区又は第一種特別地域に指定されている。

オンネトー周辺の針広混交林から、標高が増すにつれてアカエゾマツを主とした針葉樹林、ダケカンバ等からなる亜高山帯植生、さらには高山植生に変化する多様な植生であり、原始性が高い。

エゾライチョウやエゾシカをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定され、昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管された。

現在の存続期間満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

20(1) 名 称 上茶路鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

上茶路鳥獣保護区は、白糠町役場から北西約35kmに位置し、トドマツ、エゾマツ、カンバ類及びカツラを中心とする樹種で構成された針広混交林で、良好な林相を保ち、

鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

21(1) 名 称 ペンケトー鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、釧路市阿寒町行政センターから北約40kmに位置しており、トドマツ、エゾマツ、カンバ類、ナラを中心とする樹種で構成された針広混交林で良好な林相を保ち、鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

22(1) 名 称 尾幌鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

尾幌鳥獣保護区は、釧路町の東端である厚岸湾に面した尻羽岬に位置し、トドマツ、カシワ、ミズナラ、エゾイタヤ等で構成された針広混交林であり、良好な林相を保ち、鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第462号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次の特別保護地区を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年9月29日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 名 称 恵岱別鳥獣保護区恵岱別特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、恵岱別川に注ぐ多くの細流のある変化に富んだ地形であるなど、森林性鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定特別保護地区に移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

2(1) 名 称 大島鳥獣保護区大島特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

大島は、火山活動の影響を受けた植生遷移や高山植物の分布など特異な植生が見られ、また、渡り鳥の中継地として多数の種類が記録されているほか、とりわけオオミズナギドリ の最北限の繁殖地として貴重な存在である。さらに、これらの自然環境が、人為的影響がきわめて少ない状態で保全されていることが注目されている。

そのため、昭和58年10月に、集団繁殖地の保護区として道指定特別保護地区を指定し、その保全を図ってきたところであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

3(1) 名 称 占冠鳥獣保護区占冠特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地区は道指定鳥獣保護区の東に位置し、占冠村に所在する赤岩青巖峡と隣接する。大部分が国有林となっており、ミズナラなどの広葉樹を主体にトドマツ、エゾマツの針広混交林となっている。樹勢の良い天然林が良好な森林環境を形成し、クマタカやエゾライチョウなどの森林性鳥類のほか、清流と名高い鶴川が北に流れていることから河川を利用する鳥類も確認でき、野生鳥獣の生息環境として特に良好である。

生息する鳥獣及び生息環境を保全するため、当該地区を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

4(1) 名 称 幾寅鳥獣保護区幾寅特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地区は道指定鳥獣保護区の中央部に位置し、全域が国有林となっており、天然林のエゾマツ、トドマツを主体とした針広混交林となっている。良好な森林環境を形成し、エゾライチョウやクマゲラなどの森林性鳥類を始め多様な鳥類が生息しているため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定特別保護

地区に移管)。

生息する鳥獣及び生息環境を保全するため、当該地区を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

5(1) 名 称 朝日鳥獣保護区朝日特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、シナノキ等からなる針広混交林で、優れた林相を持ち、岩尾内湖に接し、森林性鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている(昭和58年に道指定特別保護地区に移管)。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境にあるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

6(1) 名 称 藤山鳥獣保護区藤山特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

トドマツ、ミズナラ、シラカンバ、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、優れた林相を持ち、森林性鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている(昭和58年に道指定特別保護地区に移管)。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

7(1) 名 称 達布鳥獣保護区達布特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

トドマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、森林性鳥獣の生息環境として良好なため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている(昭和58年に道指定特別保護地区に移管)。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

8(1) 名 称 羽幌鳥獣保護区羽幌特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

トドマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、溪流も多く、森林性鳥獣の生息環境として良好なため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている(昭和58年に道指定特別保護地区に移管)。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

9(1) 名 称 枝幸鳥獣保護区枝幸特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和15年9月30日まで(10年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

枝幸鳥獣保護区は、枝幸町市街地の中心から南方約12kmに位置しており、標高150mから約550mに及ぶ丘陵地で、その植生は、ミズナラ、カンバ類、シナノキなどを中心とした広葉樹であり、これにトドマツ、エゾマツの針葉樹が混在している天然性の針広混合林である。

また、このような自然環境を反映して、アカゲラやエゾライチョウ等の多くの森林性鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、特別保護地区に指定する地域は、トドロンケ川及びその支流の上流部にあたり、標高も高く、急斜面に溪谷が形成され、キセキレイやミソサザイ、オオルリ等の生息に特に好適な環境となっている。オジロワシやオオワシといった希少な鳥類の生息も確認されている。

このことから、当該特別保護地区は、植生を含む野生鳥獣の生息環境の観点から、枝幸鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められるため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針

次のとおり

- 10(1) 名 称 ピヤシリ鳥獣保護区ピヤシリ特別保護地区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該区域は、標高約920～940mに位置する高層湿原であるピヤシリ湿原並びにその周辺のハイマツ群落及びアカエゾマツ林で主に構成され、全域が北海道自然環境等保全条例に基づく松山ピヤシリ道自然環境保全地域特別地域に指定されているなど、ピヤシリ鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針

次のとおり

- 11(1) 名 称 歴舟川鳥獣保護区歴舟川特別保護地区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、広尾郡大樹町を貫流する歴舟川の上流部に位置している森林で、全域が国有林であり、急峻な山地で、中央部を歴舟川が東西に貫流し、沢が多く、複雑な地形を形成している。

針葉樹を主体とした針広混交樹林であり、林相の変化に富み、良好な林相を反映し、森林性の鳥獣が多数生息しているため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定特別保護地区に移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 12(1) 名 称 雌阿寒鳥獣保護区雌阿寒特別保護地区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は足寄郡足寄町茂足寄に所在するオンネトーの東側に隣接し、雌阿寒岳西山麓の標高約700mから900mの斜面に位置する。全域が阿寒摩周国立公園の第一種特別地域に指定されている。

オンネトー周辺の針広混交林から、標高が増すにつれてアカエゾマツを主とした針葉樹林、ダケカンバ等からなる亜高山帯植生、さらには高山植生に変化する多様な植生であり、原始性が高い。

エゾライチョウやエゾシカをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により特別保護区に指定され、昭和58年に道指定特別保護地区に移管された。

当該区域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

13(1) 名 称 上茶路鳥獣保護区上茶路特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的
上茶路鳥獣保護区のうち、鳥獣の生息地として特に良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定特別保護地区に移管）。現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針
次のとおり

14(1) 名 称 尾幌鳥獣保護区尾幌特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和25年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的
尾幌鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定特別保護地区に移管）。現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針
次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第463号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年9月29日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 名 称 爾波山特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和15年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

2(1) 名 称 神威岳特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和15年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

3(1) 名 称 清陵特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和15年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

4(1) 名 称 皆楽特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和15年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

5(1) 名 称 厚真大沼特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和15年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

6(1) 名 称 茂辺地特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和15年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

7(1) 名 称 斜里特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和15年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

8(1) 名 称 猿別特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和15年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

9(1) 名 称 糠平特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和5年10月1日から令和15年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 10(1) 名 称 幌戸沼特定猟具使用禁止区域 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和5年10月1日から令和15年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 （「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）					同 同 同 田 中 康 明 上川郡美瑛町字旭中央 同 同 同 大 塚 和 彦 同 東神楽町東2線20号126番地 同 同 同 水 上 佳 彦 同 東神楽町10号南11番地 同 同 監 事 山 本 康 宏 同 東神楽町南13号左1番地 同 同 同 西 田 典 文 旭川市西神楽1線7号90番地の6				
北海道告示第464号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、旭川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。 令和5年9月29日					北海道告示第465号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。 令和5年9月29日 北海道知事 鈴木直道 認可年月日 土地改良区名 令和5.9.19 月形土地改良区 同 南るもい土地改良区 令和5.9.20 大雪土地改良区				
北海道知事 鈴木直道 就退任の別 就退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所 就 任 令和5.9.10 理 事 中 川 明 雄 旭川市神居町雨紛284番地の18 同 同 同 伊 藤 雅 典 同 西神楽4線14号15番地の1 同 同 同 山 本 裕 吉 同 西神楽2線10号111番地の1 同 同 同 稲 場 実 利 同 西神楽2線20号431番地の1 同 同 同 山 田 孝 同 西神楽1線30号114番地 同 同 同 吉 田 清 同 西神楽4線9号1番地の1530 同 同 同 林 哲 也 同 神居町西丘222番地 同 同 同 水 上 佳 彦 上川郡東神楽町10号南11番地 同 同 同 佐 野 武 同 東神楽町北3条東2丁目3番3号 同 同 同 石 崎 純 一 同 美瑛町字旭中央 同 同 監 事 西 田 典 文 旭川市西神楽1線7号90番地の6 同 同 同 竹 村 清 同 神居町豊里88番地 退 任 令和5.9.9 理 事 前 田 時 男 同 西神楽1線31号192番地の2 同 同 同 森 好 春 同 神居町豊里95番地 同 同 同 伊 藤 雅 典 同 西神楽4線14号15番地の1 同 同 同 稲 場 実 利 同 西神楽2線20号431番地の1 同 同 同 石 坂 昇 同 神居町上雨紛148番地 同 同 同 中 谷 勝 見 同 西神楽4線20号11番地の236					北海道告示第466号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（青雲地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和5年10月2日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。 また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。 令和5年9月29日 北海道知事 鈴木直道				
北海道告示第467号 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 令和5年9月29日 北海道知事 鈴木直道					1 保安林予定森林の所在場所 釧路郡釧路町別保南一丁目51・87（以上2筆について次				

の図に示す部分に限る。) 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 3 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第468号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 令和5年9月29日 北海道知事 鈴木直道 1 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字上音更261の9、263の2、264の4 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため 北海道告示第469号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の2第4項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり準都市計画区域を変更し、令和5年10月1日から施行する。 令和5年9月29日 北海道知事 鈴木直道 1 準都市計画区域の名称 倶知安準都市計画区域 2 新たに準都市計画区域に含まれる土地の区域 (1) 虻田郡倶知安町字峠下33番、34番、43番の一部、44番から59番まで、62番から75番まで、77番から87番まで、89番から101番まで、105番、106番、107番の一部、108番から111番まで、113番から138番まで、140番、141番、144番、147番、150番から153番まで、155番、159番から161番まで、163番から171番まで、173番から177番まで、180番、181番、183番から188番まで、190番、193番から206番まで、207番の一部、208番の一部、209番の一部、210番、211番、213番から218番まで、224番の一部、225番、226番、228番の一部、236番、237番、240番から244番まで、247番、248番、252番の一部、1170番、	2392番及び2394番並びにこれらの区域に隣接する倶登山川の河川敷地の一部 (2) 虻田郡倶知安町字琴平の倶登山川の河川敷地の一部 (3) 虻田郡倶知安町字花園14番から30番まで、33番の一部、36番の一部、43番、49番、51番、54番、58番、60番、62番、67番の一部、68番の一部、69番の一部、70番から74番まで、76番、78番から80番まで、88番、93番、94番の一部、95番、96番、98番の一部、99番の一部、100番の一部、101番から104番まで、106番の一部、107番の一部、108番から110番まで、112番及び114番から116番まで (4) 虻田郡倶知安町字旭79番の一部、131番、132番、138番、139番の一部、140番から143番まで、145番、154番から157番まで、160番から162番まで、163番、164番の一部、201番から203番まで、205番、207番、209番から211番まで、214番から216番まで、218番、237番の一部、282番、286番から290番まで、292番、294番、296番から300番まで、302番、333番から338番まで、341番、343番、344番、346番、374番、377番から380番まで、382番、383番、395番、398番、425番から434番まで、436番、437番、440番から442番まで及び444番 (5) 虻田郡倶知安町字岩尾別355番の一部、359番の一部、369番の一部、382番、384番及び390番 (6) 虻田郡倶知安町字山田150番の一部 (7) 虻田郡倶知安町南10条東2丁目の尻別川河川敷地の一部 (8) 虻田郡倶知安町字高砂の全域、字比羅夫の全域及び尻別川河川敷地の一部 (9) 虻田郡倶知安町字高嶺4番 (10) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ1条4丁目195番の一部及び226番の一部 (11) 虻田郡倶知安町字樺山260番の一部 (12) (1)から(11)までに掲げる区域に介在する国有地、道有地及び町有地の全部並びにこれらの区域の地先公有水面 3 準都市計画区域から除かれる土地の区域 (1) 虻田郡倶知安町字山田50番の一部及び150番の一部 (2) 虻田郡倶知安町字花園40番の一部 (3) 虻田郡倶知安町字岩尾別369番の一部及び370番の一部 (北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置く準都市計画区域図のとおり) 公 表 北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北海道条例第6号）第4条の規定により、令和4年度の北海道における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。 なお、「次のとおり」については、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各
---	---

総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の閲覧に供するほか、北海道のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/>）から閲覧することができる。

令和5年9月29日

北海道知事 鈴木直道

総合振興局告示及び振興局告示

北海道十勝総合振興局告示第1020号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年9月29日

北海道十勝総合振興局長 芳賀是則

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借（帯広建設管理部）一式（1月当たりの単価）106台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 令和6年3月1日から令和12年2月28日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年9月29日（金）から同年10月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道十勝総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道十勝総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目1番地 十勝合同庁舎4階C会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 令和5年10月24日（火）午前11時（送付による場合は、同月23日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和5年6月27日付け北海道十勝総合振興局告示第1012号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道十勝総合振興局のホームページ（<https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikai/nyusatu-info.html>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課需品係
- (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
- (3) 電 話 番 号 0155-27-8508

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 106 sets
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., October 24, 2023
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 23, 2023)
- C Contact : Administrative Division, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-chome 1, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁渡島教育局告示第52号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年9月29日

北海道教育庁渡島教育局長 山 下 幹 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 生物顕微鏡ほか11点 一式
 - イ サイレントカッター 1台
 - ウ パルパーフィニッシャー 1台
 - エ 遠赤汎用乾燥機ほか4点 一式
- アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納 入 期 日 令和6年3月29日（金）

(4) 納 入 場 所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和5年9月29日（金）から同年10月20日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ正午）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室 (送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室) (2) 入 札 日 時 令和5年11月9日(木)午後3時(送付による場合は、同月8日(水)午後5時までに必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ(https://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/hc/nyusatu.html)においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 (3) 電 話 番 号 0138-47-9029 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Biological Microscope and 11 items 1 set b Silent Cutter 1 c Pulper Finisher 1	d Far-Infrared Universal Dryer and 4 items 1 set B Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., November 9, 2023 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., November 8, 2023) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan Phone : 0138-47-9029
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第549号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。 令和5年9月29日 北海道警察本部長 鈴木 信 弘 1 資格及び調達をする物品等の種類 令和5年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 令和5年9月29日に一般競争入札の公告を行う北海道警察札幌方面指定庁舎電力(業務用)の需給契約 (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格(以下「資格」という。) (3) 物 品 等 の 種 類 電力 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。 (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧(6,000ボルト以上)電力で、1件の契約が50キロワット以上の電力供給実績があること。 (3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。	

(4) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱（平成28年10月31日付け総務第2762号）の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和5年9月29日（金）から同年11月9日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道警察のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
(3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2238

北海道警察本部告示第550号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
令和5年9月29日

北海道警察本部長 鈴木 信 弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量
北海道警察札幌方面指定庁舎で使用する電力（業務用）

ア 業務用電力（一般）

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 263kW
(イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 827,154kWh

イ 業務用電力（平日休日別）

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1,843kW
(イ) 電力量料金（平日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 5,339,332kWh
(ウ) 電力量料金（休日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 2,289,013kWh

ウ 予備電力

(ア) 基本料金（予備線）（契約電力1kW当たりの単価） 397kW
(イ) 基本料金（予備電源）（契約電力1kW当たりの単価） 520kW

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 令和6年2月1日から令和7年1月31日まで
(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和5年北海道警察本部告示第549号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
(2) 入 札 日 時 令和5年11月17日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月16日（木）午後5時までに必着）
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道警察のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価。以下「単価」という。）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、

入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（単価）とすること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

ウ 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2238

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in the designated buildings of Hokkaido Prefectural Police

a Contract type : Commercial power (standard)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 263 kW

(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 827,154 kWh

b Contract type : Commercial power (by weekday holiday)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,843 kW

(b) A unit price (weekday) per kWh, The estimated electricity for the year : 5,339,332 kWh

(c) A unit price (holiday) per kWh, The estimated electricity for the year : 2,289,013 kWh

c Contract type : emergency power

(a) A basic charge (standby line) per kW, The estimated electricity contract : 397 kW

(b) A basic charge (secondary power) per kW, The estimated electricity contract : 520 kW

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., November 17, 2023

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., November 16, 2023)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police

Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 Extension 2238